

第 4 3 6 回鯖江市議会定例会

陳情文書表

陳情第 4 号

(令和 4 年 8 月 30 日)

受付年月日	件 名	陳 情 者	付託委員会
令和 4 年 5 月 24 日	「すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書	福井県労働組合総連合 議長 鈴木 孝典	教育民生

(要 旨)

2年以上続くコロナ禍の下、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになりました。そうしたなか、岸田政権は先の総選挙前に、看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などでは月額9,000円、看護は月額4,000円の処遇改善事業が実施されることとなりました。

しかし、岸田政権の目玉政策の一つであったにもかかわらず、利用申請等の手続期限が短期間だったために多くの自治体労働者の処遇改善につながらなかったことをはじめ、民間の事業所でも看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためらわれています。また、引上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であったため抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っています。

政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上しています。しかし、看護では引き続き対象が限定的であること、引上げ額が低過ぎることなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っており改善が必要です。私たちは、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、少なくとも月額4万円以上・時給250円以上の引き上げ、職員配置基準の抜本的な見直しとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠だと考えています。

長引くコロナ禍の下、奮闘しているすべてのケア労働者の処遇が改善されるよう、国に対して下記のとおり意見書を提出するよう求めます。

記

- 1 政府は、すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
- 2 政府は、月額4万円以上・時給250円以上の引上げが実現するよう単価を引き上げることを。

- 3 政府は、医療・看護・介護・保育などのケア労働者の職員配置基準を大幅に増員すること。
- 4 政府は、自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう地方交付税を増額すること。